

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が
下がった



災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物に
ならない



取引先が
倒産した



盗難や
運搬中の事故に
あった



輸出したが
為替変動で
大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎令和3年1月からは当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の1年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

●保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

●農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

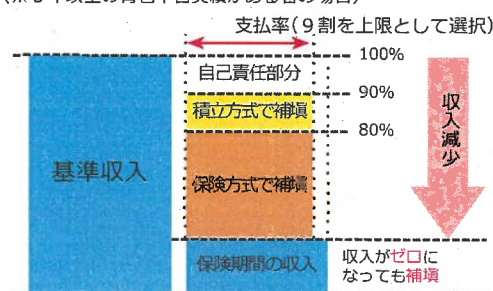
基本のタイプ

基本のタイプの補填方式

●例えば、基準収入1,000万円の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。

●このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、**810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補填**が受けられます。

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

→詳しくは次のページへ！

掛金の安いタイプをご紹介します！

補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填**を受けるタイプです。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。

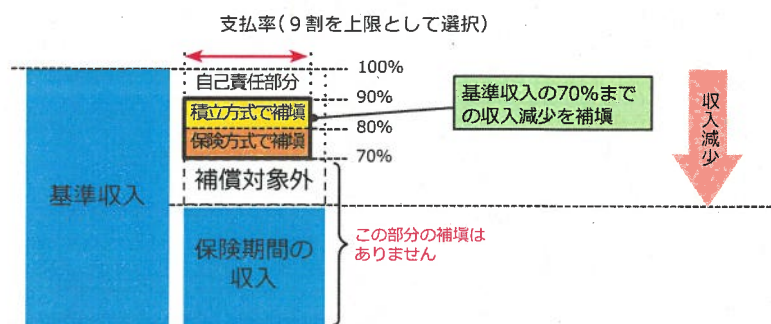
ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料（事務費）	補填金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

基本収入の70%を補償の下限とした場合の補填方式

（※5年以上の青色申告実績がある者の場合）

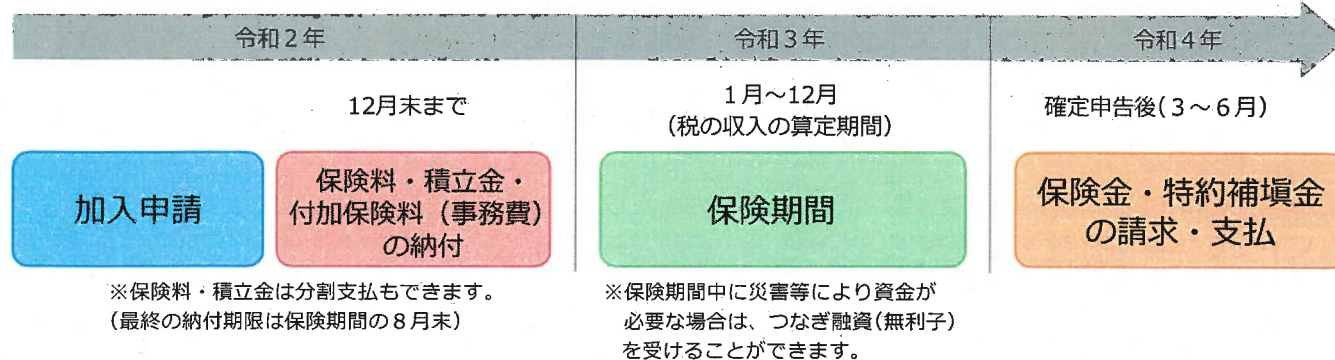


「基準収入」は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和3年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

農業共済制度の概要

資料4-②

令和3年4月現在

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (元年産(度))
農作物共済	水稻、陸稻、麦	水稻：83% 麦：96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：91%
果樹共済	りんご、ぶどう、なし、もも、おとうも、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫：24%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	75%
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）	60%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済（家畜の資産価値を補てん）と疾病傷害共済（家畜の診療費を補てん）がある。
2 果樹共済には、収穫共済（果実の収穫量の減少等を補てん）と樹体共済（樹体の損傷等を補てん）がある。
3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミナール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとが、愛媛県第28号及び甘平をいう。
4 以上のほか、任意共済を実施（建物・農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし）
5. 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。共済引受がある県の合計により算出。

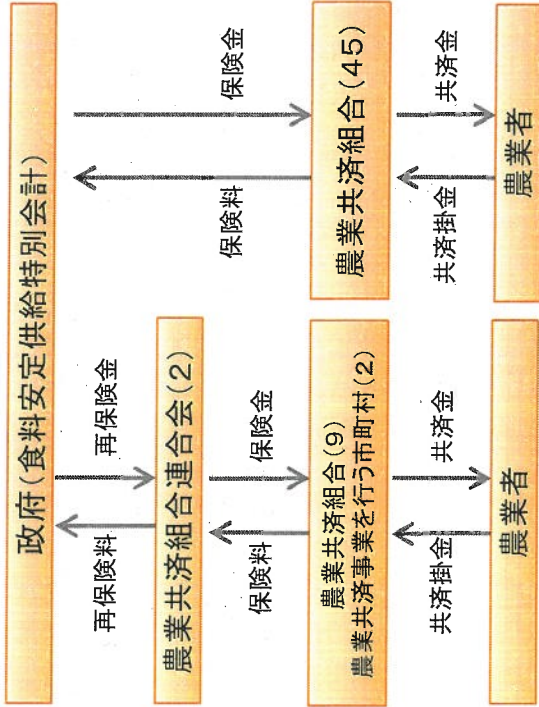
対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

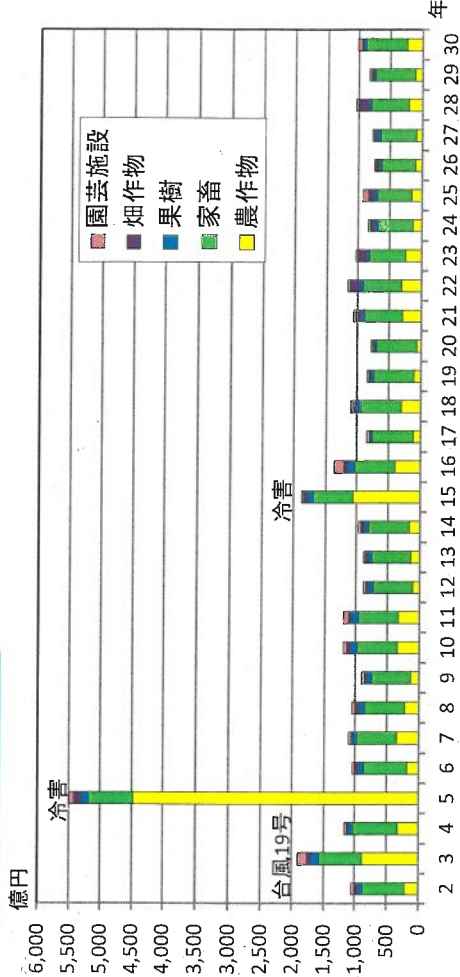
事業運営体制



国の補助

- ・ 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担（農業者の実質掛金負担は平均1.4%）
- ・ 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



漁船保険制度の概要

資料4-③

- 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁船保険組合の構成員相互間の保険として行う相互保険事業。

● 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

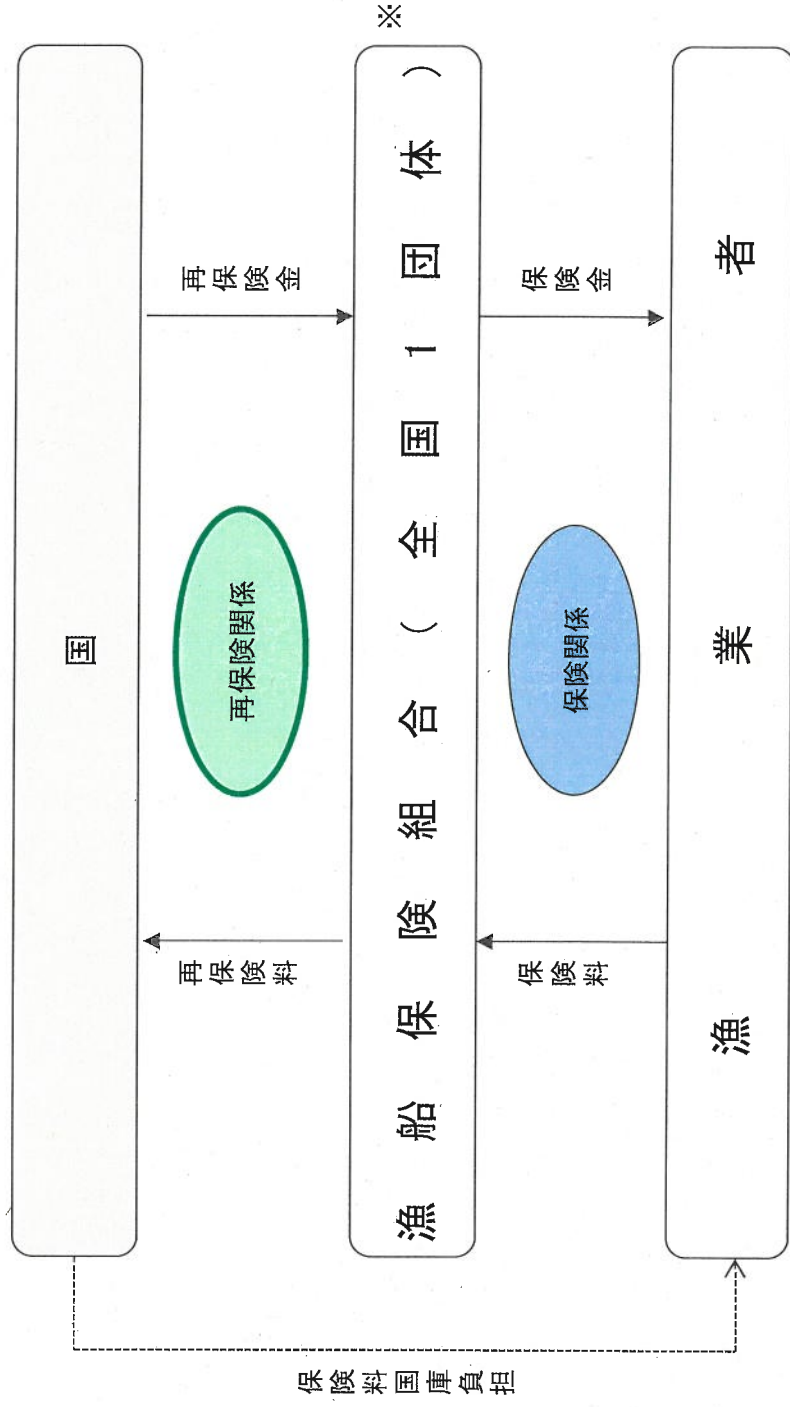
漁船保険	滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。

※ 特定事故(戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿捕又は抑留によって生じた事故)により生じた損害は保険種類ごとに特約がある場合限り、乗組員の抑留期間中の給与支払いに必要な費用は漁船船主責任保険に特約がある場合限り、填補する。

漁船保険の仕組み

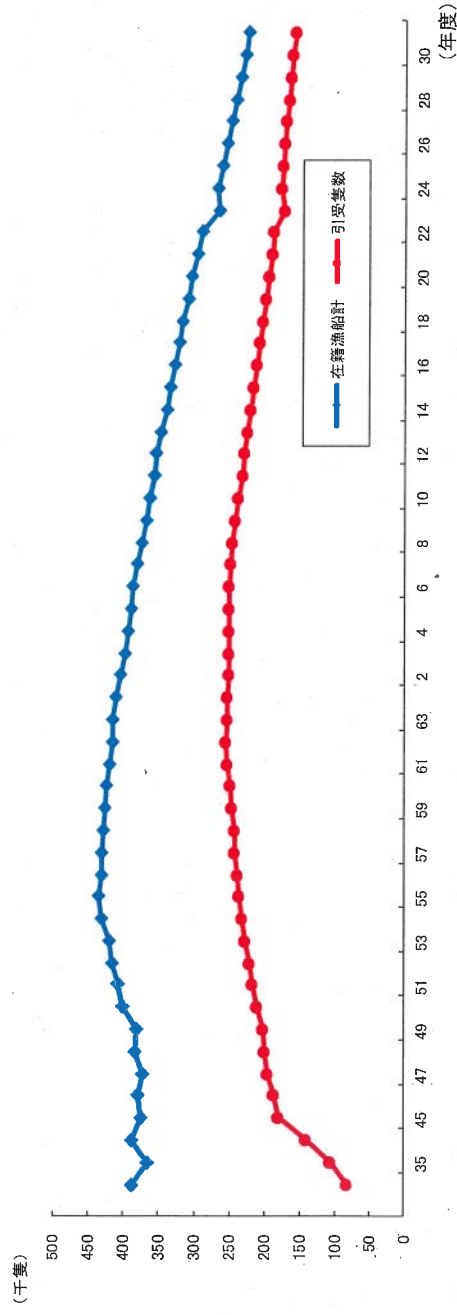
○ 漁船保険では、制度の安定化を図るため、一定の財政基盤を有する漁船保険組合が漁業者から保険契約を引き受け、さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。

- ・漁船保険
- ・漁船船主責任保険
- ・漁船積荷保険



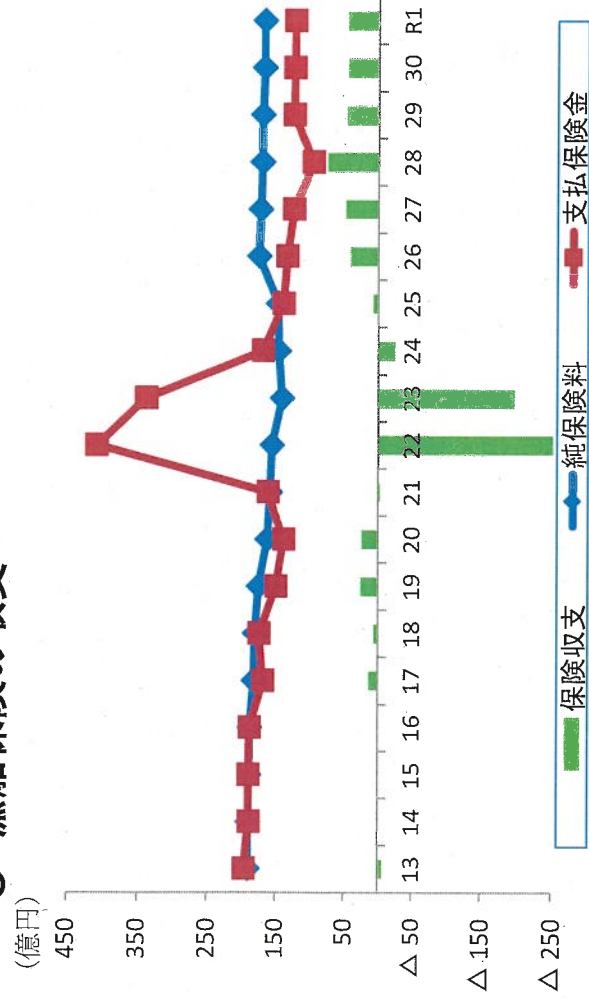
漁船保険の実施状況

○ 在籍漁船の推移と漁船保険の引受隻数の推移



* 平成23年度については、岩手県のデータは含まない。

○ 漁船保険の収支



* 東日本大震災における事故に対する保険金は、平成27年度までに支払い済み

○ 漁船保険等の実施状況(令和元年度)

項目	引 受		支 払	
	隻数 (隻)	保険金額 (百万円)	件数 (件)	支払保険金 (百万円)
漁船保険	158,242	1,054,078	30,811	12,162
漁船主責任保険(油濁損害賠償 及び消滅撤去費用等)	157,132	93,317,000	1,095	2,310
漁船乗組員主保険	28,404	57,738	21	29
漁船積荷保険	467	51,747	14	316

資料：日本漁船保険組合調べ

- 漁業共済は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、保険の仕組みを活用して行う共済事業。

○ 漁業共済の種類及び内容

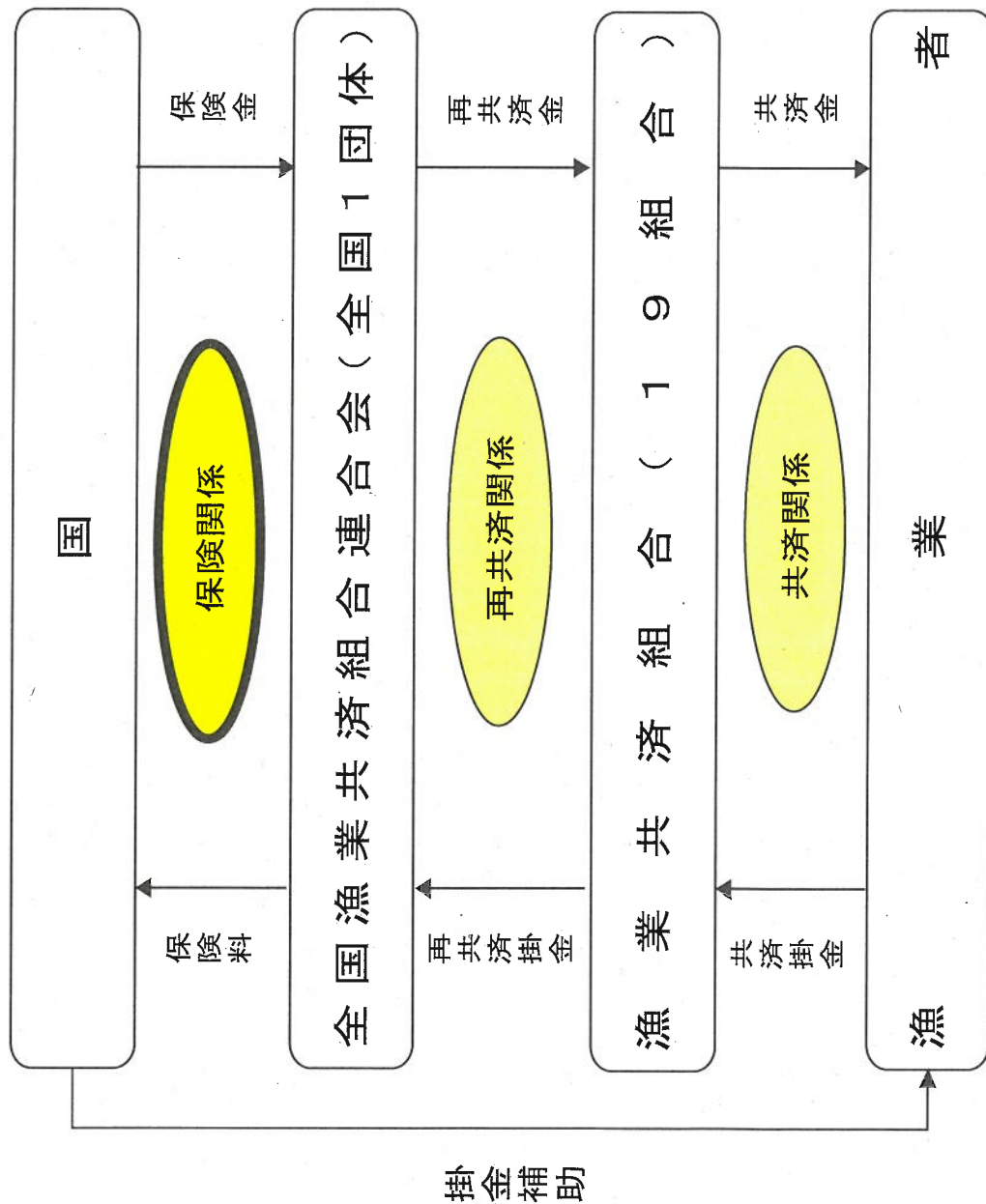
漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

※「収穫高保険方式」…被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

※「物損保険方式」…被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

漁業共済の仕組み

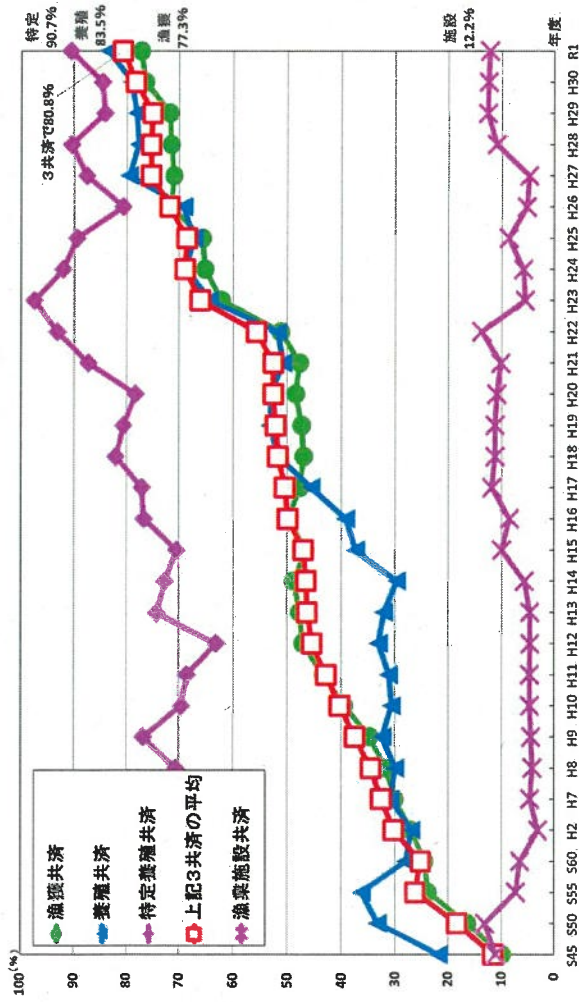
- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
- さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が保険を実施し、特別会計で経理。



全国合同漁業共済組合(21都府県の漁業共済組合が令和2年10月までに合併したものの)及び道県単位の18漁業共済組合

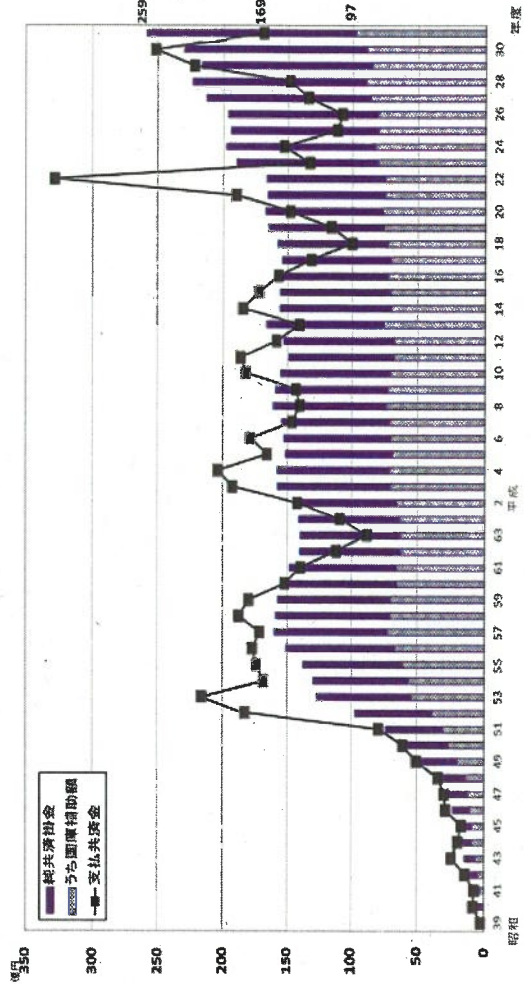
漁業共済の実施状況

○ 共済種類別の加入率の推移(海面生産金額ベース)

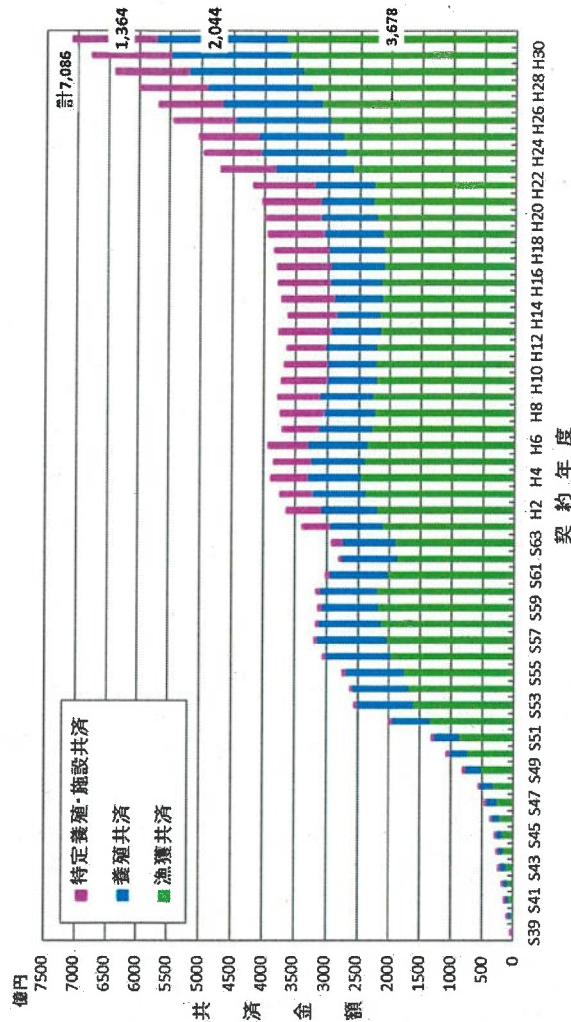


出典:水産庁

○ 漁業共済の純共済掛金及び支払共済金の推移



○ 共済金額の推移



○ 漁業共済の実施概況(令和元年度)

(単位:件、百万円)

	引 受		支 払	
	件数	共済金額	純共済掛金	支払共済金
漁獲共済	14,397	367,832	14,915	13,035
養殖共済	5,661	204,392	4,245	1,999
特定養殖共済	8,215	117,839	6,023	1,679
漁業施設共済	28,072	18,555	672	229
合計	56,345	708,618	25,855	16,942

※令和元年度の数値は令和2年6月末現在で未確定であり、今後、変更があり得る。